

「くまなびの日」

「くまなびの日」とは

熊本県教育委員会では、子供と家族と一緒に休める環境整備を進めています。その取組の一つとして導入する「くまなびの日」は「熊本」と「学び」を組み合わせた熊本県発の新しい学び方です。

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席とはせず「出席停止・忌引等」とします。

対象は熊本県立の中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を含む）の子供です。※一部の市町村立学校の子供も対象です。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取得することができます。

「くまなびの日」届け出の流れ

1 計画を立てる

子供と一緒に体験や探究の学び、活動について話し合い、計画を立てる。
※下部、学びのキーワードを参考に

① 学ぶ日 ② 学ぶ場所 ③ 学ぶこと

2 届け出る

学校から指定された方法で、期限までに届け出る。

3 くまなびの日

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

4 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

■ 学びのキーワード ■

見て学ぶ : 歴史 科学 文化 史跡 環境 防災 美術 読書 等
ふれあい学ぶ : 自然 動物 植物 伝統文化 国際交流 等
体験して学ぶ : 農業 漁業 林業 ものづくり スポーツ 音楽 等
その他の学び : SDGs DX 等

ご留意いただきたいこと

- 「くまなびの日」は、原則取得日の7日前までに学校へ届け出る必要があります。
- 「くまなびの日」を取得することで受けられない授業内容は、自習をしてください。
- 学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない日（期間）があります。詳細は学校へお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

熊本県教育委員会 高校教育課 096-333-2685 特別支援教育課 096-333-2683

「くまなびの日」実施要項

- 1 名 称 「くまなびの日」
- 2 対 象 県立中学校、県立高校、県立特別支援学校（幼稚部含む）
- 3 始 期 令和6年（2024年）4月9日
※令和6年度は試行期間とし、令和7年（2025年）4月1日から導入する。
- 4 趣 旨 教育の出発点である家庭において、子供一人一人の個性や能力に応じた多様な学びの機会を創出し、可能性を広げることができるよう、子供と家族と一緒に休める環境を整備する。
- 5 内 容 子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席日数に含めないものとして取り扱う（教育上特に必要で、校長が出席しなくてもよいと認める場合として取り扱う）。
- 6 日 数 各年度3日以内（3日連続の取得も可能）
- 7 手 続 保護者に事前届出（取得届）の提出を求める。
※事前届出の提出期限は、原則取得日の7日前までとする。
ただし、各学校の状況に応じて柔軟に運用すること。
- 8 補 習 その日の学習内容は自習で対応する。
- 9 その他
 - （1）事前届出の方法（書面、電子メール、アプリ等）及び様式については、別紙を参考にしたうえで、各学校において定める。ただし、事前届出様式には、期日、体験場所、一緒に体験する保護者等、体験内容を必ず記載することとする。
 - （2）「くまなびの日」取得後の実績の報告は求めないこととする。
 - （3）学校は、学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない日（期間）を設定することができる。なお、設定した場合は、年度当初など早い時期に保護者等へ周知することとする。